

保護者の皆様へ

学校法人 桜美林学園  
桜美林中学校・高等学校

# 学生総合保障制度 のおすすめ

(こども総合保険)

大切な生徒のご入学、ご進級、心よりお喜び申し上げます。  
今回ご案内する総合保障制度は、保護者の皆様からの強いご要望によって生まれたものです。  
学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する病気やケガに対する危険も  
総合的に補償する制度です。是非この機会にご加入ください。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

24時間補償

団体割引適用

病気も補償

## 学生総合保障制度の特長

- ✓ 補償期間中、**1日24時間**(学校の休みの日も) 補償します。
- ✓ 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなったり重度の後遺障害が生じた場合、**育英・学資費用** を補償します。
- ✓ 生徒があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任**を補償します。  
**示談交渉サービス\*** がセットされています。  
\*示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。  
国内のみのサービスとなります。
- ✓ 生徒が**ケガ**をした場合に補償します。
- ✓ **ニーズに応じたプラン** をご用意しています。
- ✓ 「健康」「医療」「弁護士」**相談サービス** が受けられます。
- ✓ 生徒が**病気**を発病した場合に**補償**します。
- ✓ **細菌性食中毒**または**ウイルス性食中毒**を補償します。



ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問合せは、本書裏面の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、本書裏面の取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

**申込締切日**

**2022年3月18日(金)**

**ご注意**

校門外やダイレクトメール等で案内される類似の保障制度は、当校とは一切関係ありません。  
ご加入の際は間違えのなきよう、ご注意ください。

(郵便払込用 : B-210367)

# 保護者のご希望をカタチにした『学生総合保障制度』です。

(補償内容の詳細は、本書「補償概要」のページをご覧ください。)

## ■基本補償

### ●個人賠償責任補償

生徒やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。  
※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じることが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象ではありません。



### ●育英・学業(学資)費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



### ●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、生徒がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。  
※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



## ■特約補償

### ●細菌性食中毒補償

生徒が摂取したのものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●熱中症補償

生徒が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●特定感染症補償

生徒が補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症)、新型コロナウイルス感染症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●傷害医療費用補償

生徒がケガをして医師の治療を受けた場合に、実際に負担した治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入退院時の交通費などを補償します。

### ●疾病による学業(学資)費用補償

扶養者の方が補償期間中に病気を発病し亡くなった場合に補償します。※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象となりません。

## ■病気の補償 (SAプランの場合)

補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

### ●疾病入院医療保険金

生徒が補償期間中に発病した病気の治療のため、1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じて保険金をお支払いします。

1泊2日の入院から  
補償します

### ●疾病手術医療保険金

生徒が補償期間中に発病した病気の治療のため、所定の手術を受けた場合に、保険金をお支払いします。



補償期間  
(保険期間)

2022年4月1日午前0時 から 2025年4月1日午後4時 まで  
(学業費用の支払対象期間終了日2025年3月31日)

病気補償付  
おすすめ

| プラン表(補償項目/保険金額)                                      |   | SAプラン<br>(3年間)                   | Aプラン<br>(3年間)        | Bプラン<br>(3年間)        |                |
|--|---|----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------|
| 制度掛金(保険料)<br>(一時払)                                   |   | 49,000円                          | 43,000円              | 31,000円              |                |
| 基本   | 個人賠償責任<br>(1事故あたり支払限度額)                       | 1 億円                             | 1 億円                 | 5,000万円              |                |
|  | 育英費用<br>(一時金) ★                               | 100 万円                           | 100 万円               | 100 万円               |                |
|  | 学業(学資)費用<br>(支払年度あたり支払限度額) ★                  | 50 万円                            | 50 万円                | 50 万円                |                |
|  | 傷害(ケガ)補償                                      | 死亡保険金 ●■ ★                       | 192.6 万円             | 196 万円               | 177.6 万円       |
|  |   | 後遺障害保険金 ●■ ★▲<br>(障害の程度によって)     | 192.6~約 7.7 万円       | 196 ~約 7.8 万円        | 177.6~約 7.1 万円 |
|  |   | 後遺障害追加支払保険金 ●■ ★▲<br>(障害の程度によって) | 192.6~約 7.7 万円       | 196 ~約 7.8 万円        | 177.6~約 7.1 万円 |
|  |   | 入院保険金 ●■ ★▲<br>日額(180日限度)        | 3,000円               | 3,000円               | 3,000円         |
| 手術保険金 ●■ ★<br>(1事故あたり1回)手術の際の<br>入院の有無によって入院保険金(日額)の |   | 入院中 10倍<br>入院中以外 5倍              | 入院中 10倍<br>入院中以外 5倍  | 入院中 10倍<br>入院中以外 5倍  |                |
| 通院保険金 ●■ ★▲<br>日額(90日限度)                             | 1,500円  | 1,500円                           | 1,500円               |                      |                |
| 特約   | 特定感染症補償<br>(葬祭費用なし)<br>【補償範囲を拡大する特約】          | ▲の補償項目が<br>補償対象となります             | ▲の補償項目が<br>補償対象となります | ▲の補償項目が<br>補償対象となります |                |
|  | 細菌性食中毒補償<br>【補償範囲を拡大する特約】                     | ●の補償項目が<br>補償対象となります             | ●の補償項目が<br>補償対象となります | ●の補償項目が<br>補償対象となります |                |
|  | 地震・噴火・津波補償<br>【補償範囲を拡大する特約】                   | ★の補償項目が<br>補償対象となります             | ★の補償項目が<br>補償対象となります | ★の補償項目が<br>補償対象となります |                |
|  | 熱中症補償<br>【補償範囲を拡大する特約】                        | ■の補償項目が<br>補償対象となります             | ■の補償項目が<br>補償対象となります | ■の補償項目が<br>補償対象となります |                |
|  | 傷害医療費用 ● ★<br>(1事故あたり支払限度額)                   | 50 万円                            | 50 万円                | 補償されません              |                |
| 疾病による学業費用<br>【学資費用】 ★<br>(支払年度あたり支払限度額)              | 学業(学資)費用と<br>同額を補償します                         | 学業(学資)費用と<br>同額を補償します            | 補償されません              |                      |                |
| 病気   | 疾病入院医療保険金<br>日額(1泊2日以上の入院)<br>(60日限度)         | 3,000円                           | 補償されません              | 補償されません              |                |
|  | 疾病手術医療保険金<br>手術の際の入院の有無によって<br>疾病入院医療保険金(日額)の | 入院中 10倍<br>入院中以外 5倍              | 補償されません              | 補償されません              |                |

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、制度掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者100名以上の場合の団体割引を適用したものです。保険金額に( )の記載がある場合で、補償期間開始日時点で20名以上100名未満の場合は団体割引率が異なり、保険金額が( )内に変更になります。

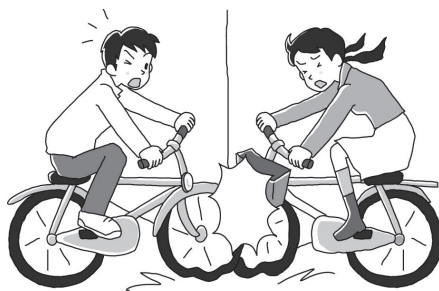
# 保険金お支払例

【補償内容：SAプランの場合】

## 個人賠償責任

保険金合計

15,745,000円



帰宅途中、雨が降ってきたので急いだところ、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

●個人賠償責任  
15,745,000円

## 育英・学業(学資)費用

保険金合計 1,500,000円

扶養者が交通事故で死亡した。

- 育英費用・・・ 1,000,000円
- 学業(学資)費用・・・ 500,000円



## 傷害(ケガ)

保険金合計 45,000円

クラブ活動中、足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。

- 入院保険金・・・ 30,000円  
(3,000円×10日)
- 通院保険金・・・ 15,000円  
(1,500円×10日)
- 傷害医療費用を実費でお支払いします。



## 病気

保険金合計 210,000円

虫垂炎が悪化し、腹膜炎を併発し60日以上入院、手術を受けた。

- 疾病入院医療保険金・180,000円  
(3,000円×60日限度)
- 疾病手術医療保険金・30,000円



この悩み、  
誰に相談したら...



ご加入すると  
ご利用いただけるサービス

お悩みに応じた  
窓口  
おつなぎします!



精神的に  
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの  
対処法を知りたい

今の治療法の  
セカンドオピニオンを  
聞きたい

健康上の  
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも  
まずは  
こちらに!



みんなの  
相談  
ダイヤル

メンタルケア  
カウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオン  
アレンジサービス

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、小笠原六川国際総合法律事務所がご提供します。

B-210226



## 学生総合保障制度 こども総合保険補償概要

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

### 疾病手術医療 保険金 (国内外補償 (公的医療 保険準拠型))

■保険金をお支払いする場合■  
被保険者が保険期間開始後に病気を発病（注1）し、保険期間中に所定の手術（放射線治療を含みます。）（注2）を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。①入院中に受けた手術の場合 [疾病入院医療保険金日額×10] ②①以外の手術の場合 [疾病入院医療保険金日額×5]（注1）発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に受けた手術については、保険金をお支払いします。（注2）同日に複数回手術を受けた場合などは、お支払い額の多い手術1回分とします。放射線治療

については、最後に放射線治療を受けた日から60日以内に受けたものについては、お支払いできません。  
■保険金をお支払いしない主な場合■  
次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産（帝王切開などの異常分娩はお支払いします。） ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など

・次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご確認ください。なお、パンフレットに記載の各プラン（特約の組み合わせ）の内容を変更（一部の特約の追加・削除）してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等】  
・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。・共同保険契約の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。  
・このパンフレットは総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店・扱者

株式会社 ナルド

TEL : 042-797-9944 FAX : 042-797-2046

〒194-0213 東京都 町田市 常盤町3654

担当：村上

■引受保険会社  
幹事会社

AIG損害保険株式会社

学校契約センター

TEL : 076-443-8740

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

非幹事会社  
三井住友海上